

# 珠洲市国土強靱化地域計画

(令和 8 年度～令和 12 年度)

令和 8 年 3 月

石川県珠洲市



# 目次

第1章 基本的な考え方 .....	1
1. 目的・位置づけ .....	1
(1) 計画の目的 .....	1
(2) 計画の位置づけ .....	1
2. 計画期間 .....	1
3. 基本目標・事前に備える目標 .....	2
4. 計画推進の基本方針 .....	3
第2章 珠州市の特性 .....	4
1. 地勢 .....	4
2. 気候 .....	4
3. 人口 .....	5
4. 近年の自然災害による被害 .....	6
(1) 近年の自然災害における被害概要 .....	6
(2) 令和6年能登半島地震・令和6年奥能登豪雨による被害 .....	7
第3章 脆弱性の評価 .....	9
1. 対象とする自然災害 .....	9
(1) 地震 .....	9
(2) 津波 .....	11
(3) 風水害 .....	12
(4) 土砂災害 .....	13
(5) ため池 .....	14
2. 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)の設定 .....	15
3. 施策分野の設定 .....	16
4. 脆弱性評価の実施手順 .....	17
5. 評価結果 .....	18
(1) プログラムの評価(起きてはならない最悪の事態に対して不足する観点) .....	18
(2) 個別施策分野ごとの評価 .....	18
第4章 強靱化に向けての推進方針 .....	22
1. リスクシナリオごとの推進方針 .....	22
2. 重点化施策の選定 .....	40
第5章 計画の推進 .....	41



## はじめに

国は、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりを推進するため、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、公共の福祉の確保並びに国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的とした「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」を平成 25 年 12 月に公布・施行した。その後、中期的な見通しに基づき、国土強靱化に関する施策の計画的かつ着実な推進に向けて令和 5 年 6 月に基本法の改正を行った。

また、基本法に基づき、国は平成 26 年 6 月に、国土強靱化に関する国の他の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）」を策定した。基本法の改正、近年の災害から得られた教訓や社会経済情勢の変化等に伴い、令和 5 年 7 月に基本計画を見直した。

基本法第 13 条において、「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。」と規定されている。

以上を踏まえ、石川県は、平成 28 年 3 月に「石川県強靱化計画（以下「県計画」という。）」を策定し、令和 8 年 3 月に、令和 6 年能登半島地震、令和 6 年奥能登豪雨による教訓や今後想定される災害リスクを踏まえた見直しを行った。

本市は基本法に則り、基本計画及び県計画との調和を図った上で、本市の強靱化に関する取組の方向性を示す指針として、「珠洲市国土強靱化地域計画（以下「本計画」という。）」を令和 2 年 3 月に策定している。

計画期間の終了と併せ、令和 6 年能登半島地震及び令和 6 年奥能登豪雨における教訓と地域の強靱化に向けた施策の見直しを行うため、本計画を更新するものである。

# 第1章 基本的な考え方

## 1. 目的・位置づけ

### (1)計画の目的

本市では、令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨等の経験を通じ、平時から大規模災害に対する備えが重要な課題となっている。

大規模災害に対して、市民の命を守り、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域・経済社会の構築に向け、強靱化に関する施策を計画的に推進する必要がある。

本計画では、国や県の動向を踏まえ、本市の国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的として、指針となるべき事項を定める。

### (2)計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化計画として、珠洲市地域防災計画や珠洲市復興計画等をはじめ、本市の分野別計画の国土強靱化に関する指針として位置づける。

また、本計画の推進にあたり、基本計画及び県計画と調和を図るとともに、「珠洲市復興計画」や「珠洲市まちづくり総合指針」「第3期珠洲市まち・ひと・しごと創生総合戦略」等と連携する。

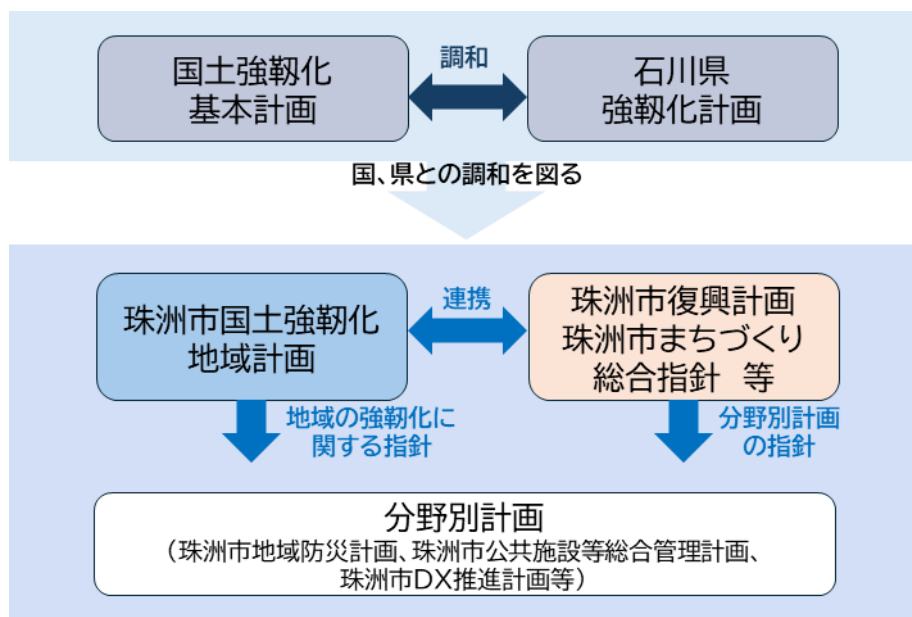


図1 各種計画との関係性

## 2. 計画期間

計画期間は、令和8(2026)年度を初年度とする令和12(2030)年度までの5年間とする。

ただし、令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨の復興状況等を踏まえ、計画期間中においても必要に応じて見直しを行う。

### 3. 基本目標・事前に備える目標

基本目標は、本市の国土強靱化を推進する上で最も重要な基本的な方向性を示すものとして、基本法第8条に規定された国土強靱化基本方針等を踏まえ、以下の4項目を設定する。

また、これらの基本目標を達成するため、事前に備えるべき目標として、以下の6項目を設定する。

#### 〈基本目標〉

いかなる災害が発生しようとも

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 市の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

#### 〈事前に備えるべき目標〉

- ① あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
- ② 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
- ③ 必要不可欠な行政機能を確保する
- ④ 経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑤ 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- ⑥ 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

## 4. 計画推進の基本方針

基本計画及び県計画との調和を図るため、対象とするリスクを大規模な自然災害とし、以下の基本方針のもと、本計画を推進する。

### 〈計画推進の基本方針〉

- ① 本市の強靱性を損なう原因をあらゆる側面から検討する。
- ② 地域の特性を踏まえつつ、地域間相互が連携・補完し合いながら、市全体の強靱化を図る。
- ③ 短期的な視点によらず、時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野により計画的に取り組む。
- ④ 災害リスクや地域の状況等に応じて、ハード・ソフトの組み合わせによる総合的・効果的な対策に取り組む。
- ⑤ 「自助」、「共助」からなる地域防災力の向上と「公助」の機能強化による取組を推進する。
- ⑥ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効活用される対策となるよう工夫する。
- ⑦ 気候変動、人口減少・高齢化及び社会資本の老朽化等の社会情勢の変化に的確に対応するため、既存の社会資本の有効活用や施策の選択と集中を進め、費用縮減を図りつつ、効果的かつ効率的に施策を推進する。
- ⑧ 地域において、強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境づくりに努めるとともに、強靱化を推進する担い手を確保する。
- ⑨ 女性、高齢者、子ども、障害者、外国人等に十分配慮して施策を推進する。

## 第2章 珠洲市の特性

### 1. 地勢

本市は、能登半島の先端部に位置し、三方を日本海に囲まれ海岸線総延長は約 67km である。市の南西から北東に宝立山、鞍坪岳、山伏山が連なり、海岸部と山間部が近接する地形となっており、禄剛崎を境に日本海側に面する外浦と富山湾川に面する内浦に大別される。

市域全体の面積は約 247km<sup>2</sup> であり、市域の大半が緑豊かな自然（森林面積：市域の 73%）に覆われており、貴重な自然環境が今もなお残されている。

外浦海岸は岩石海岸であり、海岸線は小さな岬と湾が連続して入り組んでいる。背後の山地が直接海に迫り、比高の大きい急斜面あるいは急崖がよく発達している。

一方、内浦海岸は砂浜海岸が卓越し、砂丘及び砂嘴などからなる比較的単調な弧状一直線上の地形をなしている。

#### ●外浦の特性

- ①山が海岸線まで迫り、比較的平野部が少ない。
- ②地形上、急流が多く、流域延長の短い河川が多い。
- ③北西の季節風の影響が強く、波は高いことが多い。

#### ●内浦の特性

- ①山沿い地帯と平野部との区切りが比較的画然としている。
- ②地形上、緩流の河川が多く、流域延長も長く水量も豊富である。
- ③河口は波浪により砂礫が堆積し易い。
- ④海は比較的穏やかである。



### 2. 気候

本市の気候は、年平均気温 14.6 度、年間降水量 2,600 mm（気象庁：2024 年気象データ）で、比較的暖かく冬季に降水量が多い典型的な日本海型気候である。

冬季は、大陸からの優勢な高気圧から吹き出す北西季節風が日本海上空で水蒸気を補給し、県内全域で雨や雪をもたらす。

春季は、移動性高気圧と低気圧が交互に通過し、天候は周期的に変化する。低気圧が発達すると南風が吹きフェーン現象が生じ、乾燥により火災が発生しやすくなる。また、5月上旬頃までは放射冷却により霜が降りることがある。

オホーツク海高気圧と太平洋高気圧の間に梅雨前線が形成され、6月中旬から7月下旬まで梅雨が続く。梅雨末期には豪雨による被害が発生することがある。

夏季は、太平洋高気圧が強まり、安定した晴天が続く。

秋季は、太平洋高気圧が後退し、秋雨前線の影響で天候が不安定になるほか、台風の接近・上陸により被害が発生することがある。その後、移動性高気圧により秋晴れが多くなる。

初冬には、大陸高気圧の勢力が再び発達し、しぐれ現象を経て平野部でも初雪が見られるようになる。



### 3. 人口

本市の人口は、1954年の市設立時にピークを迎え、38,157人となった。その後、高度成長期の1955～1970年に急激に減少し、1970年代には「団塊ジュニア世代」の誕生により一時的に減少傾向が緩むものの、1985年以降は年1.8%前後の減少が続いている（図2）。

2020年の人口は、12,929人であり、1954年の4割以下に落ち込んでいる。また、令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨の発生も影響し、転出超過傾向は継続している。

珠洲市人口ビジョンに基づく総人口は、2050年に6,473人、2070年に5,249人になると推計されている（図3）。

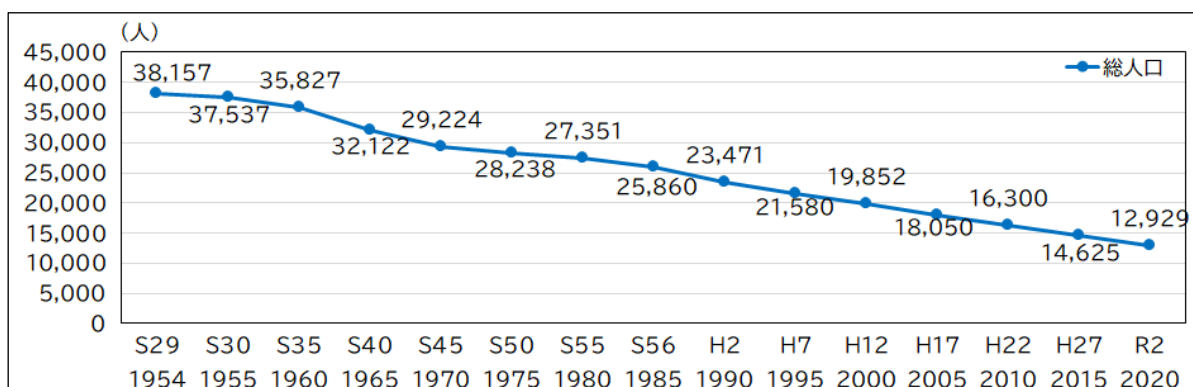


図2 総人口の推移（出典：国勢調査）

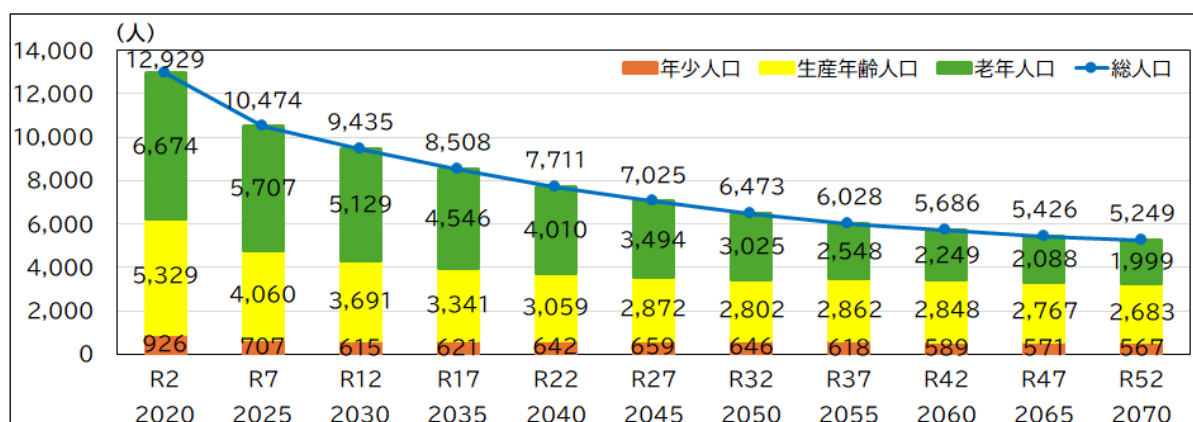


図3 珠洲市人口ビジョンに基づく総人口の推移  
（出典：珠洲市人口ビジョン(改訂版)(令和7年3月)）

## 4. 近年の自然災害による被害

### (1) 近年の自然災害における被害概要

近年の主な自然災害（地震・豪雨）の概況と珠洲市及び周辺自治体の被害の概要は以下のとおりである。1991年以降、地震や豪雨等の自然災害により、人的被害や建物被害が繰り返し発生している。

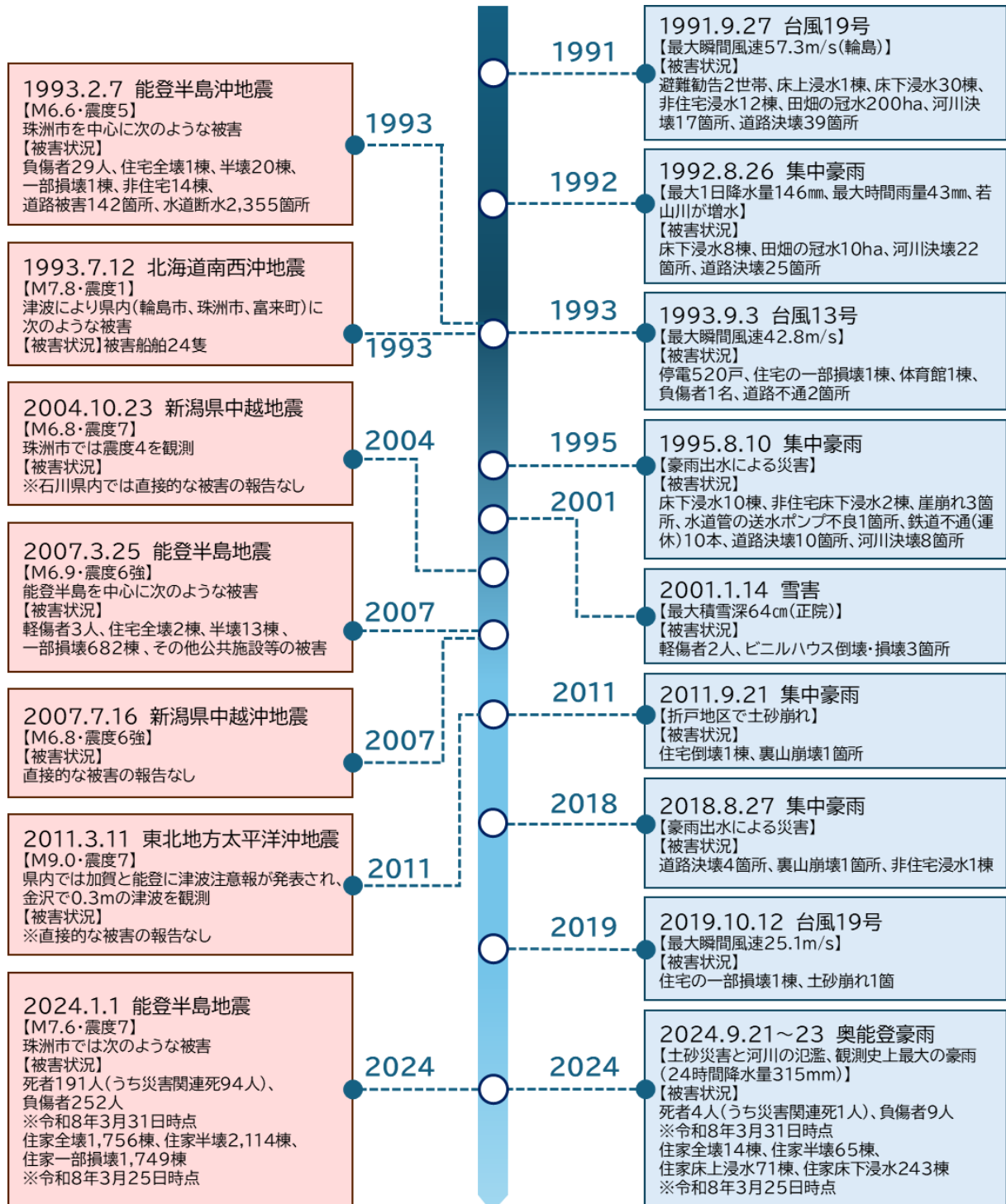


図 4 近年の自然災害による珠洲市の被害概要

## (2)令和 6 年能登半島地震・令和 6 年奥能登豪雨による被害

### ①令和 6 年能登半島地震による珠洲市の被害状況

地震による人的被害は、死者が 191 名（うち災害関連死が 94 名）、負傷者は、252 名であった（表 1）。また、建物被害（住家、非住家を含む）は、全壊が 5,647 棟、半壊が 4,915 棟、一部損壊が 4,754 棟であり、合計で 15,000 棟以上に達した（表 2）。

表 1 珠洲市内の人的被害(令和 8 年 3 月 31 日時点)

人的被害		人数
死者		191名
	うち災害関連死	94名
負傷者		252名
	重傷者	50名
	軽傷者	202名

表 2 珠洲市内の建物被害(令和 8 年 3 月 25 日時点)

罹災区分	住家	非住家	合計
全壊	1,756	3,891	5,647
半壊	2,114	2,801	4,915
	大規模半壊	413	830
	中規模半壊	592	1,117
	半壊	1,796	2,968
一部損壊	1,749	3,005	4,754
	準半壊	931	1,816
	準半壊に至らない	2,074	2,938
被害棟数合計	5,619	9,697	15,316
無被害	49	255	304
合計	5,668	9,952	15,620

## ②令和 6 年奥能登豪雨による珠洲市の被害状況

豪雨による人的被害は、死者が 4 名（うち災害関連死が 1 名）、負傷者は、9 名であった（表 3）。建物被害（住家、非住家を含む）は、全壊が 78 棟、半壊が 140 棟、一部損壊が 447 棟であり、合計で 600 棟以上に達した（表 4）。

表 3 珠洲市内の人的被害(令和 8 年 3 月 31 日時点)

人的被害	人数
死者	4名
うち災害関連死	1名
負傷者	9名

表 4 珠洲市内の建物被害(令和 8 年 3 月 25 日時点)

罹災区分	住家	非住家	合計
全壊	14	64	78
半壊	65	75	140
大規模半壊	7	12	19
中規模半壊	4	3	7
半壊	54	60	114
一部損壊	269	178	447
準半壊	20	9	29
準半壊に至らない	249	169	418
被害棟数合計	348	317	665
無被害	21	34	55
合計	369	351	720

## 第3章 脆弱性の評価

### 1. 対象とする自然災害

#### (1)地震

「石川県地震被害想定調査報告書（令和7年6月修正）」では、①森本・富樫断層帯、②邑知潟断層帯、③砺波平野断層帯西部、④庄川断層帯、⑤福井平野東縁断層帯主部、⑥能登海岸活動セグメント、⑦門前断層帯、⑧能登半島北岸断層帯、⑨七尾湾東方断層帯の9つの地震について被害が想定されている。このうち、珠洲市における震度推定値が最も大きいのは能登半島北岸断層帯（中央西下部に震源（下図赤枠））であり、最大震度7の揺れが想定されている（図5）。

珠洲市では、人的被害について、死者は建物倒壊や火災等によるものが638人、関連死が最大41人、負傷者は1,948人と想定されている。建物被害について、全壊・全焼が11,595棟、半壊が3,322棟と想定されている（表5）。

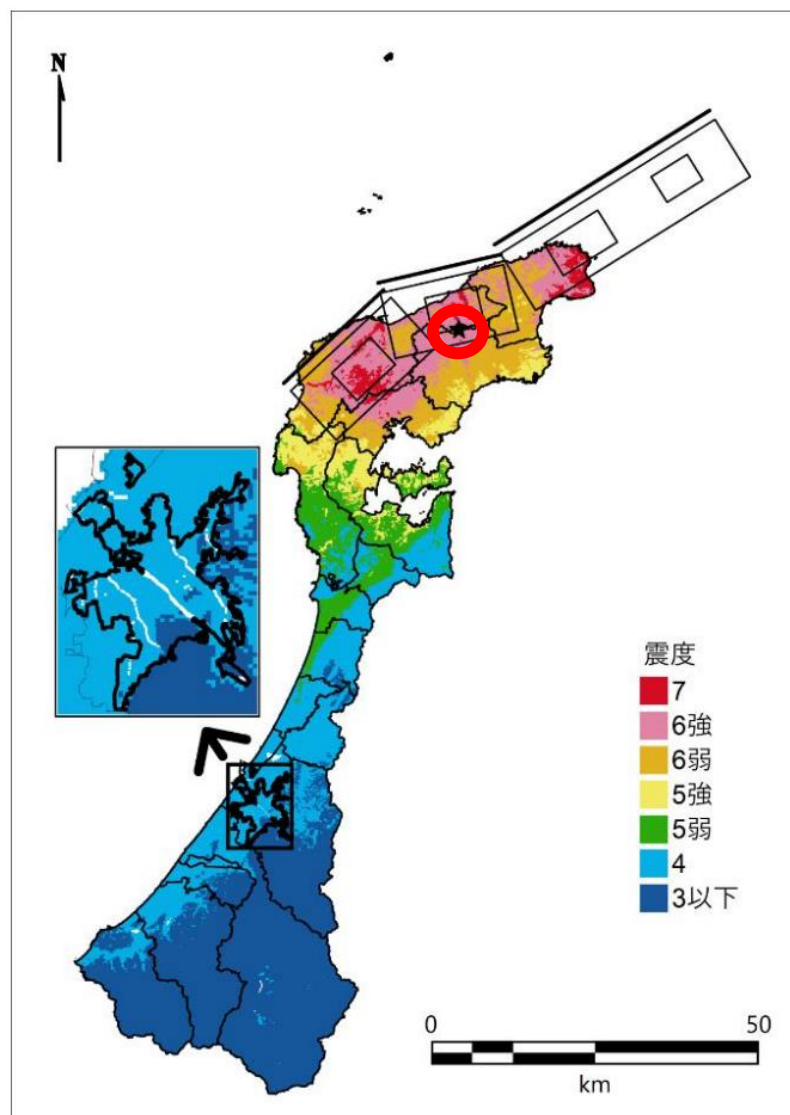


図5 能登半島北岸断層帯(中央西下部に震源) 震度分布図  
(出典:石川県地震被害想定調査報告書(令和7年6月修正))

表 5 被害想定調査結果

(出典:石川県地震被害想定調査報告書(令和7年6月修正)をもとに整理)

項目	⑧能登半島北岸断層帯(中央西下部に震源)	
対象地域	石川県全域	珠洲市
モーメント・マグニチュード	M8.1(Mw7.1)	
予想震度	震度7	
人的被害(死者)	1,157人	638人
建物倒壊	1,119人	624人
急傾斜地崩壊	11人	2人
地震火災	9人	5人
屋内収容物移動・転倒	18人	7人
人的被害(負傷者)	3,684人	1,948人
重傷者数	1,551人	872人
災害関連死	62~123人	20~41人
建物被害(全壊・全焼)	23,692棟	11,595棟
揺れ	20,865棟	10,963棟
液状化	2,550棟	513棟
急傾斜地崩壊	97棟	15棟
建物被害(半壊)	13,901棟	3,322棟
ライフライン被害		
上下水道(断水人口:1カ月後)	11,646人	3,728人
下水道(支障人口:1カ月後)	3,141人	441人
携帯通信(停波基地局率:発災当日)	14%	99%
交通施設被害		
道路被害	51箇所	12箇所
橋梁被害	86箇所	9箇所
生活機能支障		
避難者(1カ月後)	25,368人	7,586人
廃棄物発生量	271万トン	121万トン
その他の被害		
孤立集落	197箇所	68地域

注)被害の数字は、正月の夕方(18時)に地震が発生し、強風のケースである。

## (2)津波

国土地理院は、令和6年1月2日、5日、14日及び17日に撮影した空中写真を基に、令和6年能登半島地震によって生じたと想定される津波到達範囲（堤防外地を含む）を整理している。

令和6年能登半島地震では、珠洲市宝立町、三崎町、狼煙町等で津波が観測され、気象庁によると最大津波高は、飯田港（下図赤枠）で4.3mとされている。

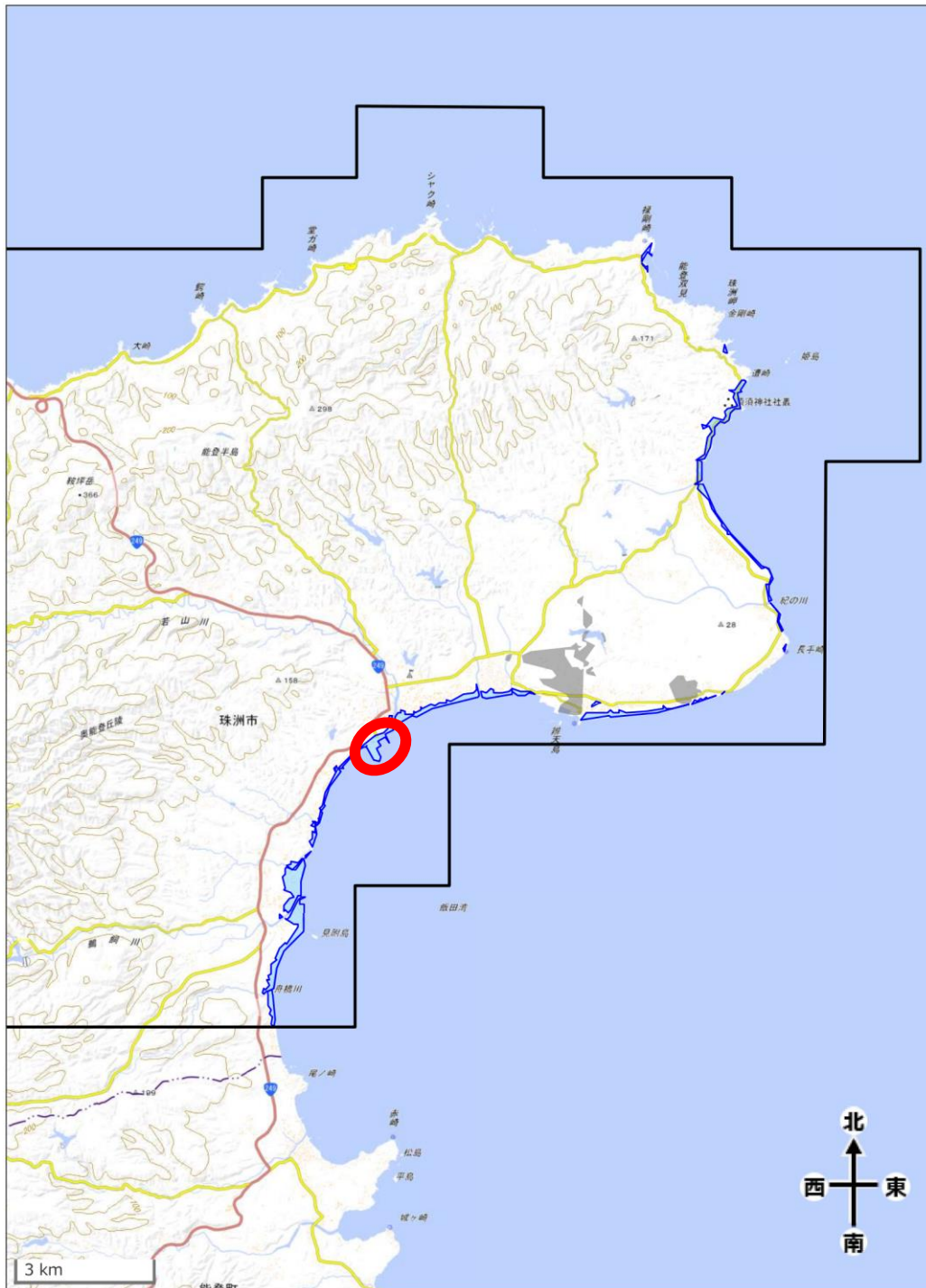


図 6 令和6年能登半島地震 写真判読による津波浸水域(推定)  
(出典:空中写真判読による津波浸水域(推定)データ(国土地理院)をもとに作成)

### (3)風水害

「若山川洪水避難地図」には、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により若山川が氾濫した場合の浸水想定区域が示されている。

若山川の氾濫による浸水想定区域は、飯田地区及び若山地区を中心に広い範囲で浸水被害が発生することが想定され、最大浸水深は3.0m～5.0mである。

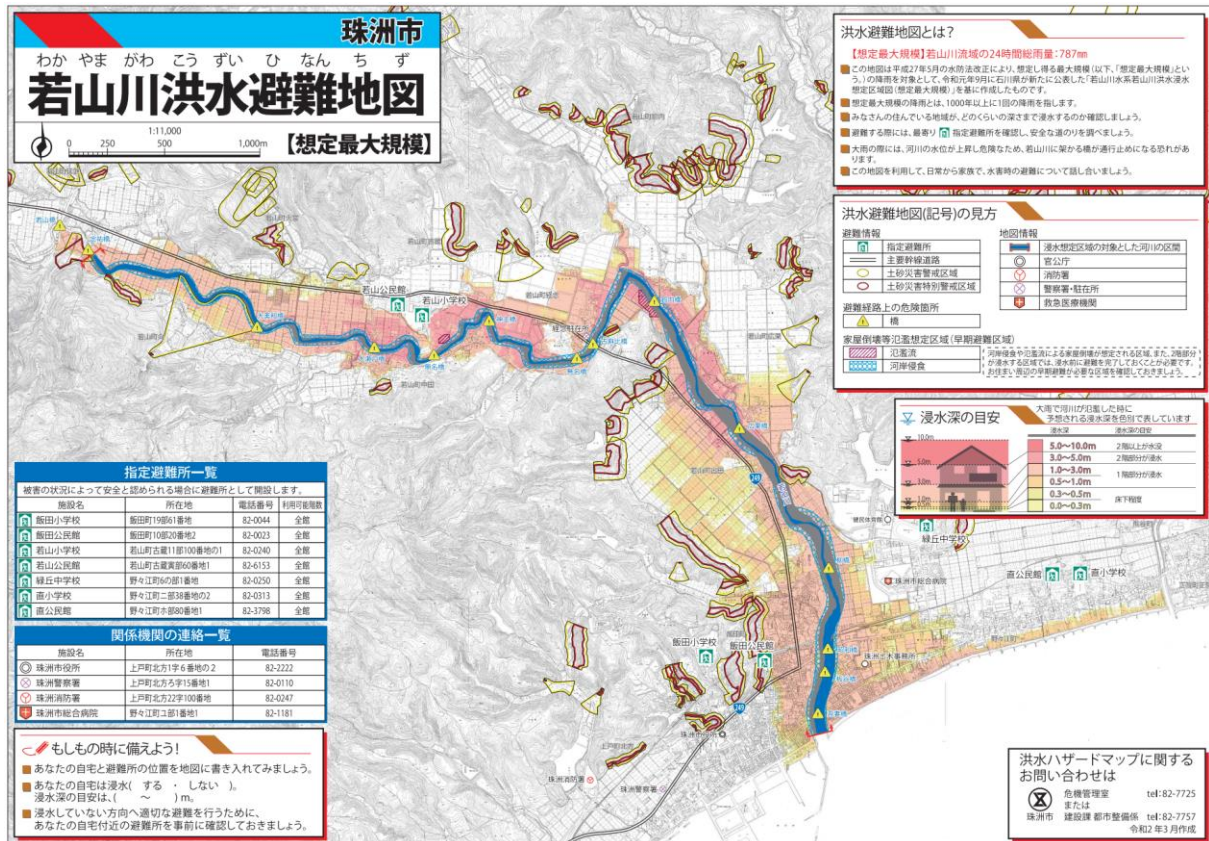
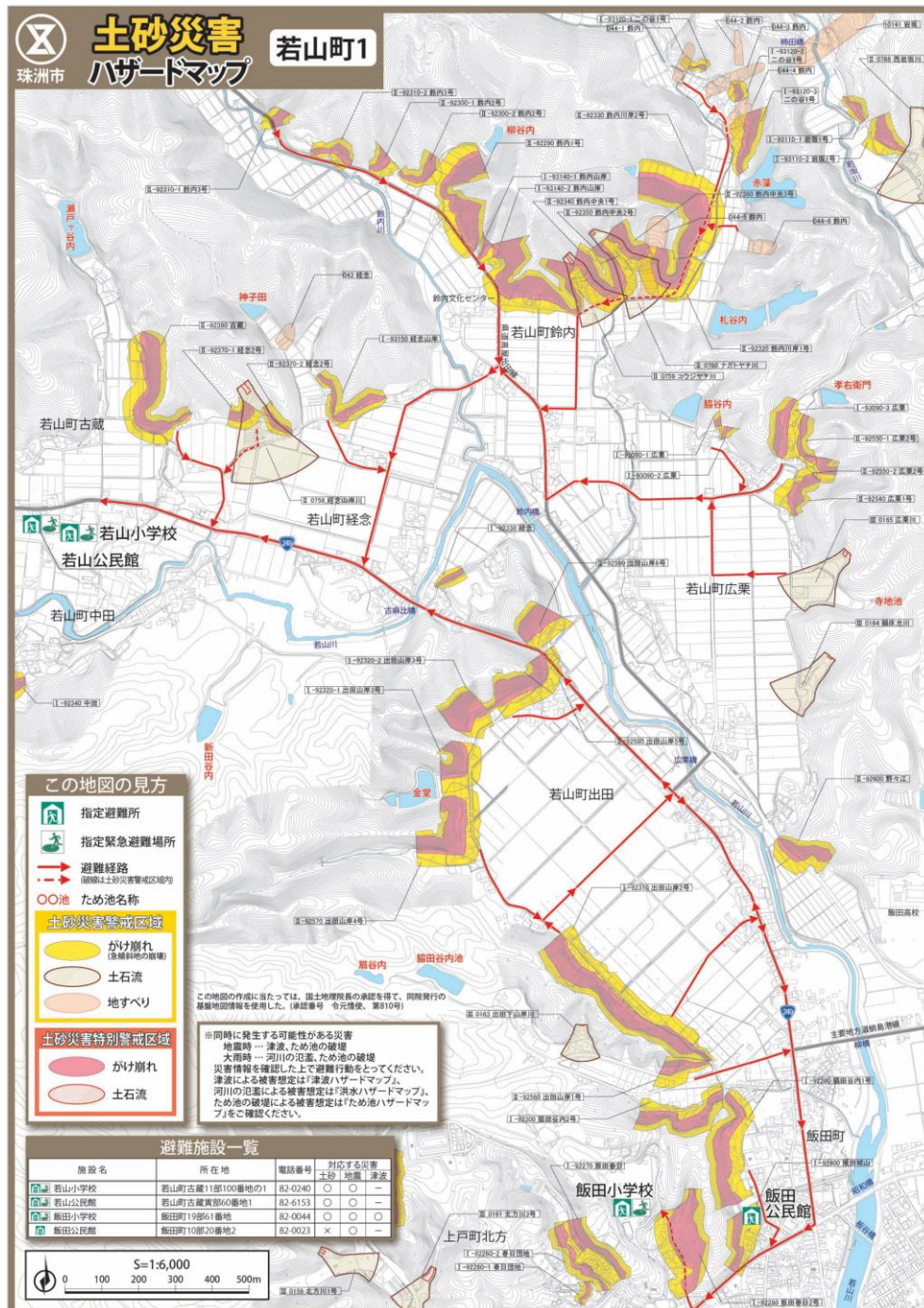


図 7 若山川洪水ハザードマップ(想定最大規模)  
 (出典:珠洲市若山川洪水避難地図(令和4年1月))

#### (4)土砂災害

市内の各所において、がけ崩れ（急傾斜地の崩壊）や土石流等を対象とした、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）及び土砂災害警戒区域（イエローゾーン）が指定されている。

多くの集落が山裾や谷沿いに立地していることから、土砂災害特別警戒区域内が集落の内部、または直近まで及んでいる地区が確認されている。



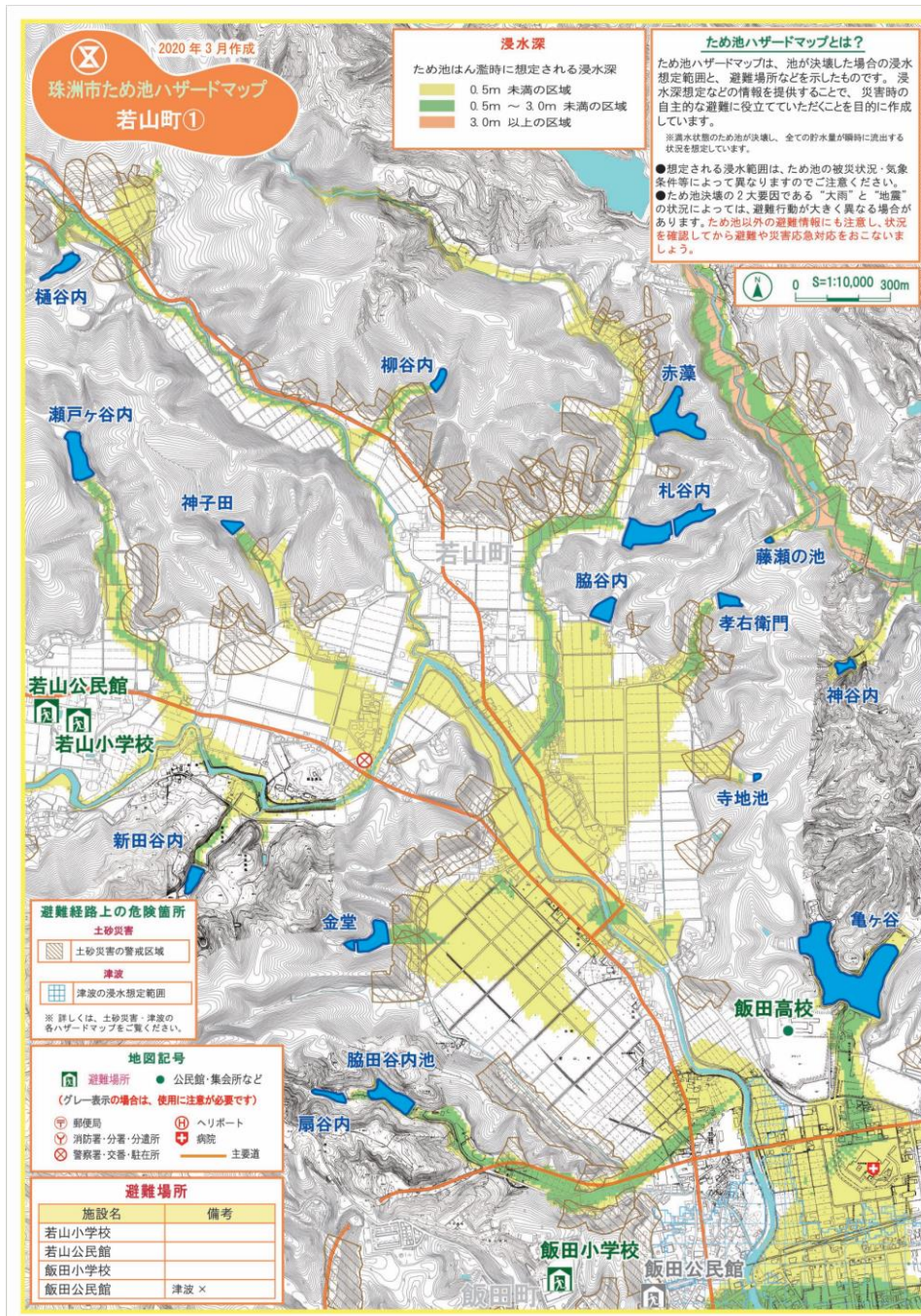
※一部地区のみ掲載しているため、その他地区は、珠洲市ホームページを参照

図 8 土砂災害ハザードマップ(例※:若山町1)  
 (出典:珠洲市土砂災害ハザードマップ(令和 4 年1月))

## (5)ため池

大雨や地震等によりため池が決壊した場合の浸水による被害が想定されている。

珠洲市内には、200 箇所以上のため池が存在し、若山地区、正院地区、三崎地区等の中山間地を中心に市内のほとんどの地区でため池が決壊による浸水リスクが想定されている。



※一部地区のみ掲載しているため、其他地区は、珠洲市ホームページを参照

図 9 ため池ハザードマップ (例※:若山町①)  
 (出典:珠洲市ため池ハザードマップ(令和2年3月))

## 2. 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)の設定

本計画では、対象とする自然災害、地域特性、令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨からの復興の取組状況等を踏まえ、災害に強い地域づくりを推進し、本市の4つの基本目標を達成するため、6つの「事前に備えるべき目標」と23の「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を設定する。

設定した最悪の事態を回避するための施策を「プログラム」と位置付け、現状を改善するための課題や今後の施策の推進方針を整理する。

表 6 事前に備えるべき目標ごとの起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)

1. あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	
1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の倒壊や住宅密集地における火災の発生による死傷者の発生
1-2	広域にわたる大規模津波等による死傷者の発生
1-3	突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水やため池の損壊等による死傷者の発生
1-4	土砂災害等による死傷者の発生
1-5	暴風雪や豪雪等に伴う死傷者の発生
1-a	情報伝達の不備や通信障害等による避難遅れで死傷者が発生
2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	
2-1	消防等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足
2-2	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺
2-3	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
2-4	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
2-5	大規模な自然災害と感染症との同時発生
2-6	多数の避難者による劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態悪化による死者の発生
3. 必要不可欠な行政機能を確保する	
3-1	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4. 経済活動を機能不全に陥らせない	
4-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力・事業継続力低下による経済活動の停滞
4-2	農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下
5. 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	
5-1	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5-a	ライフライン(電気、上下水道、燃料等)の長期間にわたる機能停止
5-b	地域交通網、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止
6. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	
6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れる事態
6-2	災害対応・復旧復興を支える人材等の不足等により復興できなくなる事態
6-3	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
6-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
6-a	基幹インフラの損壊、地域交通ネットワークの分断により復旧・復興が大幅に遅れる事態

※リスクシナリオの枝番号は、基本計画と同様または同義のものを数字、市独自の整理や項目統合を行ったものをアルファベットで表記した。

### 3. 施策分野の設定

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するため、本市の特性や地域の状況に応じた 10 の「個別施策分野」と長期的な視点に立った地域づくりに関する 5 の「横断的分野」を設定し、脆弱性評価を実施する。

#### 〈個別施策分野〉

- |             |         |
|-------------|---------|
| ① 行政機能・防災教育 | ⑥ 産業    |
| ② 住宅・都市     | ⑦ 交通・物流 |
| ③ 保健・医療・福祉  | ⑧ 農林水産  |
| ④ ライフライン    | ⑨ 国土保全  |
| ⑤ 情報通信      | ⑩ 環境    |

#### 〈横断的分野〉

- ① リスクコミュニケーション
- ② 人材育成
- ③ 官民連携
- ④ 老朽化対策
- ⑤ デジタル活用

#### 4. 脆弱性評価の実施手順

脆弱性評価は、前提となる自然災害等において、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」に対する地域の弱点を洗い出すという点で重要である。

それぞれのリスクシナリオを回避し、最悪な事態に陥らないようにするため、地域の強靱化に必要な施策を検討し、中期的視点を考慮した上で現状の脆弱性を総合的に分析・評価した。

強靱化の目標、リスクシナリオ及び施策分野の内容をもとに実施する、脆弱性評価のイメージを以下に示す。

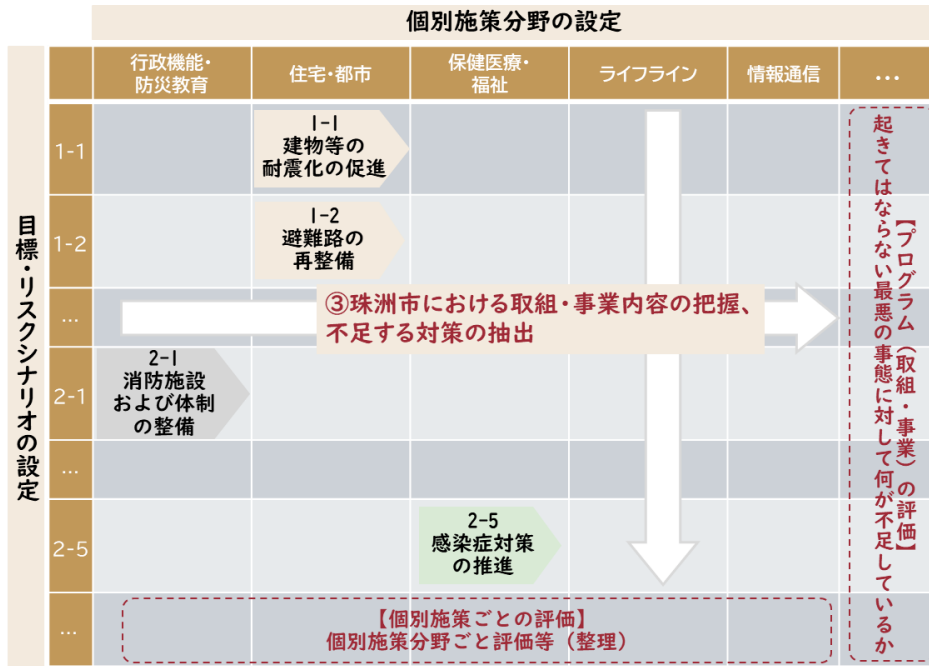


図 10 脆弱性評価の概念図

## 5. 評価結果

リスクシナリオ、施策分野に対応するプログラムをとりまとめた結果（表 9）及び脆弱性評価の結果を以下に示す。

### (1)プログラムの評価(起きてはならない最悪の事態に対して不足する観点)

表 9 により、23 のリスクシナリオに位置づけられるプログラム（取り組むべき事項）を評価した結果、「事前に備えるべき目標」に対する以下の課題が挙げられる。

表 7 事前に備えるべき目標に対する課題

事前に備えるべき目標	関連するリスクシナリオ	想定される課題
1. あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1～1-5	高齢化が進行する中で、要配慮者を含めた具体的な避難行動を想定し、確実に命を守るための避難体制の構築を進める必要がある。
	1-a	災害時に情報を受け取れない、もしくは理解・活用が困難な場合を想定した補完的な情報伝達手段の確保を図る必要がある。
2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1、2-2	在宅避難者や二次避難者を含めた切れ目のない支援体制の構築に向けた心理的ケアや孤立防止等の予防的支援の充実を進める必要がある。
	2-6	避難所を生活再建につなげる場として位置づけた長期的な運営視点の導入と避難所外の被災者との支援の差を是正する必要がある。
4. 経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	産業施策と人材確保、居住環境整備を一体的に捉えた地域経済回復の道筋を明確化する必要がある。
6. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-2	災害後を見据えた人材の定着・循環を促す仕組みづくりを進める必要がある。
	6-4	地域資源や文化活動を防災、教育、地域活動と結びつけた日常的な運営体制の構築を進める必要がある。

### (2)個別施策分野ごとの評価

以下に示す個別施策分野について、施策・事業の充実、強化を図る必要がある。

表 8 施策分野に対する課題

個別施策分野	想定される課題
⑤情報通信	情報伝達手段の整備に加えて、高齢者や障がい者、外国人等の情報弱者にも確実に情報が届くとともに、理解・行動につながる仕組みを強化する必要がある。
⑥産業	個別事業者への支援に加えて、一次・二次・三次産業の連携を通じた地域経済全体の回復・再生を図る視点を強化する必要がある。 また、産業施策、人材確保、居住環境の整備等を一体的に捉え、災害後も地域で働き続けられる環境を整える必要がある。

表 9 脆弱性評価結果(1/3)

	リスクシナリオ 内容	個別施策分野		
		①行政機能・ 防災教育	②住宅・都市	③保健医療・福祉
1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の倒壊や住宅密集地における火災の発生による死傷者の発生	地域の災害対応力の向上 地域の消防力の維持・向上	建物等の耐震化の促進 公共施設等の総合管理	
1-2	広域にわたる大規模津波等による死傷者の発生	津波防災対策の促進	避難路の再整備	
1-3	突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水やため池の損壊等による死傷者の発生	洪水防災対策の促進		
1-4	土砂災害等による死傷者の発生	土砂災害防災対策の促進		
1-5	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生			
1-a	情報伝達の不備や通信障害等による避難遅れで多数の死傷者が発生	情報伝達手段の複線化		
2-1	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	消防施設および体制の整備		
2-2	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺			災害時の医療機能の強化
				災害時の福祉機能・体制の強化
				平時における社会福祉事業の充実
2-3	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	災害に強い自立・分散型のエネルギーシステムの構築・推進		
2-4	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	孤立発生を想定した地域対応力の強化		
2-5	大規模な自然災害と感染症との同時多発			感染症対策の推進
2-6	多数の避難者による劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態悪化による死者の発生	避難生活の環境整備及び多様な避難所の確保	避難生活の環境整備及び多様な避難所の確保	
		被災者・避難者等の被害防止体制の強化		
		避難者等の情報管理の効率化		
		帰宅困難者を含む避難所の確保・運営		
3-1	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	行政機関の災害対応力向上		
		行政手続サービスの効率化・多様化		
		被災者等に係る情報管理・共有の効率化		
		継続的な歳入確保の体制づくり		
4-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力・事業継続力低下による経済活動の停滞			
4-2	農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下			
5-1	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態			
5-a	ライフライン(電気、上下水道、燃料等)の長期間にわたる機能停止			
5-b	地域交通網、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止			
6-1	自然災害の地域により良い復興に向けた地域合意形成の欠如等により、復興が大幅に送れる事態		復興に向けた支援及び事前準備	
6-2	災害対応・復旧復興を支える人材等の不足等により復興できなくなる事態	復旧・復興を支える人材確保		
6-3	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態		住みやすい居住環境の整備	住みやすい居住環境の整備
6-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	地域コミュニティの再構築、活性化の推進	地域コミュニティの再構築、活性化の推進	地域コミュニティの再構築、活性化の推進
		復興に資する地域資源・魅力を活かした観光推進	復興に資する地域資源・魅力を活かした観光推進	
6-a	基幹インフラの損壊、地域交通ネットワークの分断により復旧・復興が大幅に遅れる事態		基幹道路の早期復旧と道路・構造物の適正化	

表 9 脆弱性評価結果(2/3)

	リスクシナリオ 内容	個別施策分野		
		④ライフライン	⑤情報通信	⑥産業
1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の倒壊や住宅密集地における火災の発生による死傷者の発生			
1-2	広域にわたる大規模津波等による死傷者の発生			
1-3	突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水やため池の損壊等による死傷者の発生			
1-4	土砂災害等による死傷者の発生			
1-5	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生			
1-a	情報伝達の不備や通信障害等による避難遅れで多数の死傷者が発生		ICT技術活用による情報伝達体制の構築	
2-1	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足			
2-2	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺			
2-3	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	災害に強い自立・分散型のエネルギーシステムの構築・推進 非常用物資等の供給体制の確保		
2-4	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生			
2-5	大規模な自然災害と感染症との同時多発			
2-6	多数の避難者による劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態悪化による死者の発生		被災者・避難者等の情報管理の効率化	被災者・避難者等の被害防止体制の強化
3-1	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下		行政機関の災害対応力向上 被災者・避難者等の情報管理の効率化	
4-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力・事業継続力低下による経済活動の停滞			企業の事業継続・事業承継に対する支援体制の強化 漁港機能の集約・再編による水産基盤の強化
4-2	農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下			農林水産業基盤の維持・再構築
5-1	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態		通信手段の多重化・多様化による災害時情報伝達体制の強化 デジタルサービス利用促進	デジタルサービス利用促進
5-a	ライフライン(電気、上下水道、燃料等)の長期間にわたる機能停止	上下水道施設の耐震化・長寿命化 地域資源を活かした再生可能エネルギーの導入促進 自立性を備えた生活基盤の強靱化		
5-b	地域交通網、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止			
6-1	自然災害の地域より良い復興に向けた地域合意形成の欠如等により、復興が大幅に遅れる事態			
6-2	災害対応・復旧復興を支える人材等の不足等により復興できなくなる事態			復旧・復興を支える人材確保
6-3	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態			事業再開に必要な拠点整備と事業再建支援の推進
6-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化的衰退・損失			地場産業等の再建による文化の継承 復興に資する地域資源・魅力を活かした観光推進
6-a	基幹インフラの損壊、地域交通ネットワークの分断により復旧・復興が大幅に遅れる事態			

表 9 脆弱性評価結果(3/3)

	リスクシナリオ 内容	個別施策分野		
		④ライフライン	⑤情報通信	⑥産業
1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の倒壊や住宅密集地における火災の発生による死傷者の発生			
1-2	広域にわたる大規模津波等による死傷者の発生			
1-3	突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水やため池の損壊等による死傷者の発生			
1-4	土砂災害等による死傷者の発生			
1-5	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生			
1-a	情報伝達の不備や通信障害等による避難遅れで多数の死傷者が発生		ICT技術活用による情報伝達体制の構築	
2-1	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足			
2-2	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺			
2-3	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	災害に強い自立・分散型のエネルギーシステムの構築・推進 非常用物資等の供給体制の確保		
2-4	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生			
2-5	大規模な自然災害と感染症との同時多発			
2-6	多数の避難者による劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態悪化による死者の発生		被災者・避難者等の情報管理の効率化	被災者・避難者等の被害防止体制の強化
3-1	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下		行政機関の災害対応力向上 被災者・避難者等の情報管理の効率化	
4-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力・事業継続力低下による経済活動の停滞			企業の事業継続・事業承継に対する支援体制の強化 漁港機能の集約・再編による水産基盤の強化
4-2	農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下			農林水産業基盤の維持・再構築
5-1	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態		通信手段の多重化・多様化による災害時情報伝達体制の強化 デジタルサービス利用促進	デジタルサービス利用促進
5-a	ライフライン(電気、上下水道、燃料等)の長期間にわたる機能停止	上下水道施設の耐震化・長寿命化 地域資源を活かした再生可能エネルギーの導入促進 自立性を備えた生活基盤の強靱化		
5-b	地域交通網、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止			
6-1	自然災害の地域より良い復興に向けた地域合意形成の欠如等により、復興が大幅に遅れる事態			
6-2	災害対応・復旧復興を支える人材等の不足等により復興できなくなる事態			復旧・復興を支える人材確保
6-3	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態			事業再開に必要な拠点整備と事業再建支援の推進
6-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失			地場産業等の再建による文化の継承 復興に資する地域資源・魅力を活かした観光推進
6-a	基幹インフラの損壊、地域交通ネットワークの分断により復旧・復興が大幅に遅れる事態			

## 第4章 強靱化に向けての推進方針

### 1. リスクシナリオごとの推進方針

第3章に示した脆弱性評価の結果等を踏まえ、本市におけるリスクシナリオに対するプログラム（取り組むべき事項）と推進方針をとりまとめた。

なお、推進方針に係る個別事業及び計画の達成度や進捗状況を把握するための重要業績評価指標（KPI）については、別冊「アクションプラン（年次計画）」に明記する。

#### 事前に備えるべき目標1

##### あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

※以下の表の「施策分野」は、①～⑩：個別施策分野、①～⑤：横断的施策分野を示し、（）内は、取り組むべき事項及び推進方針に対する担当・関係部署を示す。

<b>起きてはならない最悪の事態 1-1</b> 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の倒壊や住宅密集地における火災の発生による死傷者の発生	
<b>〈取り組むべき事項〉 建物等の耐震化の促進</b>	<b>施策分野：②住宅・都市 ④老朽化対策</b>
<b>〈推進方針〉</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>住宅の耐震化の必要性及び耐震診断、改修補助制度について住民に対する周知を図るとともに、「珠州市耐震改修促進計画」に基づき、住宅・建築物安全ストック形成事業等による総合的な耐震化事業を推進する。</li> <li>公共インフラ施設は、災害時における市民の生命に係るライフラインであり、未耐震施設については、機能確保が重要である拠点施設（市営斎場）、地域コミュニティ拠点施設（公民館等）の耐震化を進める。また、避難所においては、住宅・建築物安全ストック形成事業等により、吊り天井等の非構造部材の耐震対策を推進し、避難生活の支障とならないよう施設の安全・安心を確保する。 (環境建設課、教育委員会事務局)</li> </ul>	
<b>〈取り組むべき事項〉 公共施設等の総合管理</b>	<b>施策分野：②住宅・都市 ④老朽化対策</b>
<b>〈推進方針〉</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>「珠州市公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設全体の最適化及び公共施設の適切な維持管理を図り、災害時における施設の倒壊等を防ぐ。 (総務課)</li> </ul>	
<b>〈取り組むべき事項〉 地域の災害対応力の向上</b>	
<b>施策分野：①行政機能・防災教育 ①リスクコミュニケーション ②人材育成</b>	
<b>〈推進方針〉</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>自主防災組織体制の見直し、地区防災計画の策定を進めるとともに、防災士の育成等の自主防災組織への支援強化を図る。</li> <li>地域において、防災活動に必要な知識、技術を習得できるよう、自主防災組織が行う防災訓練（初期消火訓練、救出訓練、応急救護訓練、避難訓練等）の一層の充実を図るため、男女共同参画の視点を取り入れつつ、訓練の技術指導や体験訓練等を行う上で必要な支援を実施する。</li> <li>社会福祉施設等の関係機関との連携により、地域住民や自主防災組織等の協力を得ながら、災害</li> </ul>	

<p>から避難行動要支援者を守るための防災対策(個別避難計画の作成、避難支援マップの作成、福祉避難所の整備、二次避難支援体制の整備等)の一層の充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨の教訓を記録として残し、住民に対して周知するとともに、防災知識の普及の徹底を図ることで、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断による避難行動を推進する。</li> </ul> <p style="text-align: right;">(危機管理室)</p>
<p>〈取り組むべき事項〉 地域の消防力の維持・向上      施策分野:①行政機能・防災教育 ②人材育成</p>
<p>〈推進方針〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>消防団の大規模災害対応力を高めるため、施設・装備の充実や処遇改善、教育訓練の強化を進める。また、団員定数の確保を目指し、女性団員の加入促進、事業所の理解促進、子どもへの啓発などにより、地域全体で消防団を活性化する。</li> <li>平時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、消防体制の整備に努める。</li> </ul> <p style="text-align: right;">(危機管理室)</p>

<p>起きてはならない最悪の事態 1-2 広域にわたる大規模津波等による死傷者の発生</p>	
<p>〈取り組むべき事項〉 海岸保全施設の機能強化</p>	<p>施策分野:⑨国土保全</p>
<p>〈推進方針〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>河川管理施設や海岸保全施設について、地盤の隆起や津波による影響、流域治水の観点等を踏まえた復旧・整備を進めるとともに、機能強化を図る。</li> <li>漁港海岸保全施設について、地震・津波発生時も機能を維持できるよう、長寿命化計画の見直しを図るとともに、計画に基づく補修や更新を着実に進める。</li> </ul> <p style="text-align: right;">(環境建設課、産業振興課)</p>	
<p>〈取り組むべき事項〉 避難路の再整備</p>	<p>施策分野:②住宅・都市</p>
<p>〈推進方針〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自主防災組織と連携し、避難路の危険箇所の確認を含めた点検調査・維持管理を行うとともに、津波被害想定の見直しを踏まえ、避難路が寸断されないよう避難路の再整備を進め、避難時間の短縮と安全確保を図る。</li> <li>避難場所の確保に努め、円滑な避難を促す誘導標識等を地域の分かりやすい場所に設置する。</li> </ul> <p style="text-align: right;">(危機管理室)</p>	
<p>〈取り組むべき事項〉 津波防災対策の促進</p>	<p>施策分野:①行政機能・防災教育</p>
<p>〈推進方針〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県の津波浸水想定に基づく「珠洲市津波ハザードマップ」を作成・公開し、住民への配布や学習・訓練を通じて理解と活用を促進する。また、ハザードマップが過度な安心につながることはないよう、特性や限界を併せて周知する。</li> <li>津波避難体制の整備に向けて、最大クラスの津波を想定し、地域の状況に応じて緊急避難場所(津波避難ビル含む)、避難所、避難路の必要数を指定し、周知を徹底する。</li> </ul> <p style="text-align: right;">(危機管理室)</p>	

<b>起きてはならない最悪の事態 1-3</b>	
<b>突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水やため池の損壊等による死傷者の発生</b>	
<b>〈取り組むべき事項〉 河川水位の監視体制の確立</b>	<b>施策分野:⑨国土保全 ⑤デジタル活用</b>
<b>〈推進方針〉</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>国・県と連携し、構造物の耐震化を進めるとともに、災害情報をリアルタイムに把握するため、浸水想定区域対象河川への水位監視システムの導入を推進する。</li> </ul> <p style="text-align: right;">(環境建設課)</p>	
<b>〈取り組むべき事項〉 ため池の適正管理、リスク周知</b>	<b>施策分野:⑧農林水産 ④老朽化対策</b>
<b>〈推進方針〉</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>決壊により大きな被害をもたらす恐れのあるため池について、「珠洲市ため池ハザードマップ」の作成・周知を通じて、住民へ適切に情報提供する。また、平時における適切な管理を徹底するとともに、使用されていないため池の廃止を含め、老朽化した施設の改修・整備を推進する。</li> </ul> <p style="text-align: right;">(産業振興課)</p>	
<b>〈取り組むべき事項〉 洪水防災対策の促進</b>	
<b>施策分野:①行政機能・防災教育 ①リスクコミュニケーション</b>	
<b>〈推進方針〉</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急避難場所、避難所、避難路の指定や「珠洲市洪水ハザードマップ」による浸水区域の周知を進めるとともに、避難・水防訓練の実施により、住民同士の情報収集や避難体制の確立を図る。</li> <li>洪水浸水想定区域内の要配慮者施設については、関係機関との連携により、避難行動要支援者の確実な避難につながる体制構築に努める。</li> <li>雨量及び水位情報を迅速に入手し、住民に対する避難指示等の発令を的確に実施するための体制を確立する。</li> </ul> <p style="text-align: right;">(危機管理室、環境建設課)</p>	
<b>〈取り組むべき事項〉 流域治水の推進</b>	<b>施策分野:⑨国土保全</b>
<b>〈推進方針〉</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>奥能登地区大規模氾濫減災協議会及び奥能登地区流域治水協議会との連携を図り、河川区域の対策(河道掘削、堤防整備、橋梁整備、河道拡幅、遊水池整備等)、集水域の対策(砂防、治山、森林整備等)を推進する。また、排水ポンプ場の増強、排水路改修・雨水貯留施設整備等により内水対策を推進する。</li> </ul> <p style="text-align: right;">(環境建設課)</p>	

#### 起きてはならない最悪の事態 1-4

#### 土砂災害等による死傷者の発生

〈取り組むべき事項〉 土砂災害対策の推進

施策分野: ⑨国土保全

#### 〈推進方針〉

- 重要インフラや避難所等を守るため、国、県と連携し、砂防施設や緊急対策箇所を対象に、安全性向上に必要な砂防施設整備等の砂防事業を推進する。
- 土砂崩壊や地形変動の影響を踏まえ、土砂災害特別警戒区域から安全な地域への移転策を検討するとともに、対象者に対する意向調査の結果に基づき移転もしくは砂防事業の実施を進める。

(環境建設課)

〈取り組むべき事項〉 土砂災害防災対策の促進

施策分野: ①行政機能・防災教育

#### 〈推進方針〉

- 「珠州市土砂災害ハザードマップ」を作成し、住民へ周知するとともに、防災教育や防災訓練を通じて、防災意識の啓発を図る。
- ハザードマップを利用した避難訓練や個人が整備する崖地対策への補助制度の活用促進を行い、土砂災害防災対策を促進する。

(環境建設課、危機管理室)

#### 起きてはならない最悪の事態 1-5

#### 暴風雪や豪雪等に伴う死傷者の発生

〈取り組むべき事項〉 豪雪に伴う被害の拡大防止

施策分野: ⑦交通・物流 ⑨国土保全

#### 〈推進方針〉

- 除雪計画に基づき計画路線(主要路線)を確保するとともに、豪雪時の交通確保に向けて、除雪機械の確保や除雪要員の育成を進めることで、除雪体制を強化する。また、生活道路は、異常降雪時に地域との連携により、円滑な除雪を行うための体制を強化する。

(環境建設課)

起きてはならない最悪の事態 1-a

情報伝達の不備や通信障害等による避難遅れで死傷者が発生

〈取り組むべき事項〉 ICT 技術活用による情報伝達体制の構築

施策分野:⑤情報通信 ⑤デジタル活用

〈推進方針〉

- 国や民間事業者と連携し、災害時において円滑な避難行動に資する情報を伝達するための情報システムを構築する。また、統合型GISの活用により、関係機関や住民との迅速な情報共有を図る体制構築を推進する。

(DX 推進室)

〈取り組むべき事項〉 情報伝達手段の複線化

施策分野:①行政機能・防災教育

〈推進方針〉

- 災害時の情報を迅速かつ確実に伝えるため、多様な通信手段の整備・確保を図る。災害時においても被災情報や避難情報等を確実に届けることができるよう、防災行政無線、SNS、広報車、地域における人的伝達等を組み合わせた、情報伝達手段の複線化を図る。

(危機管理室)

## 事前に備えるべき目標2

救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

### 起きてはならない最悪の事態 2-1

消防等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足

〈取り組むべき事項〉 消防施設および体制の整備

施策分野:①行政機能・防災教育

#### 〈推進方針〉

- 震災等により被災した消防団待機所の復旧、建設を進めるとともに、危険地域における消火栓、耐震性貯水槽、防火水槽などの消防水利を増設し、その適正配置を推進する。また、井戸、ため池、ダム、農業用水及び工業用水なども、消防水利として利用できるよう事前に利用計画を検討する。
- 消防団の大規模災害対応力を高めるため、施設・装備の充実や処遇改善、教育訓練の強化を進める。また、団員定数の確保を目指し、女性団員の加入促進、事業所の理解促進、子どもへの啓発などにより、地域全体で消防団を活性化する。
- 平時から消防本部、消防団・水防団組織及び自主防災組織等の連携強化を図り、消防体制の整備に努める。

(危機管理室)

### 起きてはならない最悪の事態 2-2

医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺

〈取り組むべき事項〉 災害時の医療機能の強化

施策分野:③保健医療・福祉

#### 〈推進方針〉

- 被災者の救護に万全を期すため、防災関係機関と緊密な連携を図りながら、医療救護体制の整備に努める。また、医療機関は、被災時にあっても診療機能を維持するための施設・設備の整備に努めるとともに、それぞれの役割に応じた医療救護活動を実施するための体制を整備するなど、平時からの備えに努める。
- 大規模災害時における円滑な受援体制の構築に向けた検討を行った上で、珠洲市総合病院の業務継続計画(BCP)の見直しや災害対応マニュアルを作成するとともに、実践的な訓練の実施により災害医療受入体制の充実を図る。また、被災後、早期に診療機能を回復するための非常用自家発電設備や給水設備等の整備、必要に応じた医薬品等の供給計画や備蓄状況等の点検・見直しを進める。
- 広域災害・救急医療情報システム(EMIS)による情報収集及び迅速で確実な情報入力を行うため、通信環境の整備及び操作訓練の定期的な実施を行い、円滑な活用に向けた体制を確立する。
- 奥能登における医療提供体制を強化・維持するための集約・再編の検討を行い、災害拠点病院の機能確保、医療・介護連携の推進を通じて、災害時にも持続可能な医療提供体制の確保を図る。

(総合病院)

<b>〈取り組むべき事項〉 災害時の福祉機能・体制の強化</b>	<b>施策分野:③保健医療・福祉</b>
<b>〈推進方針〉</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 助成制度の周知により、社会福祉施設の耐震化、防火・浸水対策、非常用自家発電設備の整備、生活必需品等の備蓄等を推進するとともに、施設管理者による防災計画や業務継続計画(BCP)の策定を推進する。</li> <li>• 社会福祉施設等の関係機関との連携により、地域住民や自主防災組織等の協力を得ながら、災害から要配慮者を守るための防災対策(個別避難計画の作成、避難支援マップの作成、福祉避難所の整備、二次避難支援体制の整備等)の一層の充実を図る。</li> <li>• 災害時及び復旧復興期における健康・栄養管理支援や周産期支援、専門職等の訪問・派遣やオンラインによる健康相談、保健指導を通じて、被災者に寄り添った継続的な福祉支援体制の強化を図る。</li> </ul> <p style="text-align: right;">(福祉課、総合病院)</p>	
<b>〈取り組むべき事項〉 平時における社会福祉事業の充実</b>	<b>施策分野:③保健医療・福祉</b>
<b>〈推進方針〉</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 要配慮者(高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者)が必要とする福祉支援を安心して受けられるよう、福祉サービスの再建・強化を図り、平時からの体制構築を推進する。また、不足する医療、介護の提供体制の再建を目指し、医療と介護の連携強化を図る。</li> </ul> <p style="text-align: right;">(福祉課、総合病院)</p>	

<b>起きてはならない最悪の事態 2-3</b>	
<b>被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止</b>	
<b>〈取り組むべき事項〉 災害に強い自立・分散型のエネルギーシステムの構築・推進</b>	<b>施策分野:①行政機能・防災教育 ④ライフライン</b>
<b>〈推進方針〉</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 学校や公民館などの避難所において、被災後に停電、断水、通信遮断により機能が低下したことを踏まえ、発電機やポータブル電源装置等の設置を進めるとともに、太陽光発電や風力発電など再生可能エネルギー設備等の整備を行い、避難所としての機能を強化する。</li> </ul> <p style="text-align: right;">(危機管理室、上下水道強靱化推進室)</p>	
<b>〈取り組むべき事項〉 非常用物資等の供給体制の確保</b>	<b>施策分野:④ライフライン</b>
<b>〈推進方針〉</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 被災想定等を踏まえ、非常用物資や資機材を計画的に整備するとともに、物資の調達と避難所までの円滑な輸送体制を確保する。また、物資拠点管理、輸送業務を一元的に行える物流事業者と協定を締結するなど、物流事業者等との連携強化を図り、災害時の物資供給体制を強化する。</li> <li>• 飲料用井戸の設置費用に対する補助金制度を拡充し、災害時に利用できる井戸水の設置数を増やす。</li> </ul> <p style="text-align: right;">(危機管理室、環境建設課)</p>	

〈取り組むべき事項〉ドローン活用による支援体制の構築	施策分野:⑦交通・物流
<b>〈推進方針〉</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時において被災情報の収集や物資輸送を迅速に行うため、ドローンの機器、発着場を整備するとともに、被害調査や物資輸送の訓練を行う。</li> </ul> <p style="text-align: right;">(危機管理室)</p>	

<b>起きてはならない最悪の事態 2-4</b> <b>多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生</b>	
〈取り組むべき事項〉孤立解消のための施設整備	施策分野:⑦交通・物流
<b>〈推進方針〉</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・孤立化が懸念される山間地集落等に対し、衛星携帯電話等の災害に強い通信機器の配備に努める。また、災害時の孤立化を防ぐため、ヘリ等の離着陸場の整備を進める。</li> </ul> <p style="text-align: right;">(危機管理室)</p>	
〈取り組むべき事項〉孤立発生を想定した地域対応力の強化	施策分野:①行政機能・防災教育 ①リスクコミュニケーション
<b>〈推進方針〉</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定される等の地域の地理的条件や震災等の教訓を踏まえ、発災直後の生活物資の供給体制の整備に努める。</li> <li>・災害時の孤立発生を想定した、自主防災組織、消防団等の体制強化と地域内の見守り・安否確認体制の充実を図る。</li> <li>・訓練や研修を通じて自主防災組織の対応力向上を図り、関係機関との連携を強化することで、災害時に誰一人取り残さない地域防災体制の構築を目指す。</li> </ul> <p style="text-align: right;">(危機管理室)</p>	

<b>起きてはならない最悪の事態 2-5</b> <b>大規模な自然災害と感染症との同時発生</b>	
〈取り組むべき事項〉感染症対策の推進	施策分野:③保健医療・福祉
<b>〈推進方針〉</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における感染症の発生及び拡大を防止するため、避難所において感染症対策に必要な物資の備蓄を進めるとともに、感染症対策に配慮した避難所の開設・運営訓練を積極的に実施し、災害時においても安全・安心な避難環境の確保を図る。</li> <li>・感染症患者が発生した場合の対応を含め、平時から関係課室が連携し、避難・受入体制の確保、情報共有体制の確立に努める。</li> </ul> <p style="text-align: right;">(福祉課)</p>	

## 起きてはならない最悪の事態 2-6

多数の避難者による劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態悪化による死者の発生

〈取り組むべき事項〉 避難生活の環境整備及び多様な避難所の確保

施策分野:①行政機能・防災教育 ②住宅・都市 ③官民連携

〈推進方針〉

- 避難所における救護所及び仮設トイレの設置等の生活環境の整備、貯水槽、備蓄倉庫、非常用電源、衛星携帯電話等の必要設備の整備のほか、福祉避難所等の要配慮者にも配慮した施設等の確保・整備に努める。
- 自助、共助による運営を基本とした避難所運営マニュアルを作成し、住民等が主体的に避難所を運営できるよう努める。
- 災害時においては、被災状況や個々の事情に応じた多様な避難の選択肢を確保することが、避難生活の長期化や二次被害の防止につながることから、ペット同伴避難の環境整備や防災公園(電気、井戸、貯水槽、通信施設を含む)等の避難空間の整備を進める。
- 災害支援 NPO 等と平時から連携を図り、要配慮者や子育て世帯にも配慮した避難所環境の充実を推進するとともに、被災者の心のケアにも努め、誰もが安心して避難できる持続可能な避難体制を確立する。
- 広域避難の実施に向けて、関係機関との連携・協力体制を構築するとともに、県等との調整手順や、ホテル・旅館等を含む避難先施設の開設・運営方法、広域避難の実施手順等を整備し、円滑かつ確実な避難体制の構築を図る。

(危機管理室、福祉課、環境建設課)

〈取り組むべき事項〉 被災者・避難者等の被害防止体制の強化

施策分野:①行政機能・防災教育 ⑥産業 ⑩環境

〈推進方針〉

- 自主防災組織、関係機関等との連携により、避難所等における防犯・防火パトロールの実施や地域における防犯灯の設置、災害に便乗した悪質業者等に関する啓発活動、相談支援の実施など、被災者・避難者等の被害防止体制の強化を図る。

(危機管理室、市民相談室、福祉課、環境建設課)

〈取り組むべき事項〉 避難者等の情報管理の効率化

施策分野:①行政機能・防災教育 ⑤デジタル活用

〈推進方針〉

- 被災者生活再建支援システムを用い、被災者台帳のデータベース化及び一元管理を進めるとともに、マイナンバーカード、スマートフォン及び生体認証等を活用した避難所入所受付システムを導入し、被災者・避難者等の情報管理の効率化を図る。

(DX 推進室)

〈推進方針〉

- 大規模災害時には、地域住民に加え、帰宅困難者や観光客等を含む多様な避難者が発生することを想定し、自主防災組織、施設管理者及びボランティア等との連携のもと、役割分担を明確にした避難所運営を行うとともに、避難者の主体的な運営への円滑な移行を支援する。
- 一斉帰宅の抑制や一時滞在施設の確保等により、帰宅困難者を含めた避難者の安全確保と避難生活の安定化を図る。

(危機管理室)

## 事前に備えるべき目標3

### 必要不可欠な行政機能を確保する

#### 起きてはならない最悪の事態 3-1

##### 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

###### 〈取り組むべき事項〉 行政機関の災害対応力向上

施策分野:①行政機能・防災教育 ⑤情報通信 ⑥デジタル活用

###### 〈推進方針〉

- 災害対応における課題抽出及び検証を行うとともに、市職員の災害対応力向上に向けて防災関連計画や各種マニュアル等の見直しを推進する。また、応急活動及び復旧活動に関して、消防、警察、自衛隊、ライフライン事業者等の関係機関と平時から関係性を構築するとともに、図上訓練を含む実践的な訓練を通じて、災害時における円滑な連携体制の強化を図る。
- 複合災害を含む大規模災害時においても必要な機能を維持するため、業務継続計画(BCP)を策定する。職員の参集体制、代替庁舎の特定、執務スペースの確保・防災機能(施設耐震化、庁舎内の家具類の固定等)の強化、電気・水・食料等の確保、多様な通信手段及び情報共有方法の確保、重要な行政データのバックアップ等について整理を行う。

(総務課、危機管理室、DX 推進室)

###### 〈取り組むべき事項〉 行政手続サービスの効率化・多様化

施策分野:①行政機能・防災教育

###### 〈推進方針〉

- オンライン申請が可能な手続きの拡充を図るとともに、多様な窓口に対応したツールの導入・環境整備を推進する。また、クラウド化した行政情報システムとの連携を図る。

(DX 推進室)

###### 〈取り組むべき事項〉 被災者等に係る情報管理・共有の効率化

施策分野:⑤情報通信 ⑥デジタル活用

###### 〈推進方針〉

- 避難所以外の避難者や広域避難者を含め、十分な支援を行うため、被災者情報の把握に努め、情報共有等に係る関係課室の連携スキームの構築を推進する。
- 被災者生活再建支援システムを用い、被災者台帳のデータベース化及び一元管理を進める。

(DX 推進室)

###### 〈取り組むべき事項〉 継続的な歳入確保の体制づくり

施策分野:①行政機能・防災教育

###### 〈推進方針〉

- 災害の影響により厳しい財政状況が見込まれる中、国・県の制度を最大限活用するとともに、ふるさと納税の推進等により、安定的な歳入の確保に努める。

(産業振興課)

## 事前に備えるべき目標4

### 経済活動を機能不全に陥らせない

#### 起きてはならない最悪の事態 4-1

##### サプライチェーンの寸断等による企業の生産力・事業継続力低下による経済活動の停滞

〈取り組むべき事項〉 企業の事業継続・事業継承に対する支援体制の強化 施策分野:⑥産業

###### 〈推進方針〉

- ・ 珠洲商工会議所や金融機関等との連携により、企業の事業継続及び事業継承に向けた支援を行うとともに、珠洲市なりわい再建支援補助金により、市内企業の経営再建の後押しを推進する。  
(産業振興課)

〈取り組むべき事項〉 漁港機能の集約・再編による水産基盤の強化 施策分野:⑥産業

###### 〈推進方針〉

- ・ 県協議会において策定された復興方針に基づき、必要に応じて漁港及び施設の集約化を進め、効率的な復旧・復興を推進する。  
(産業振興課)

〈取り組むべき事項〉 農村コミュニティの維持・再生・強化 施策分野:⑧農林水産

###### 〈推進方針〉

- ・ 農地の保全に加え、買い物や高齢者見回りなどの生活支援等を一体的に行う農村型地域運営組織(農村RMO)の構築を支援する。また、地力増進作物等により耕作放棄地の発生を防止するとともに、ボランティアによるなりわい再建支援を進める。  
(産業振興課)

#### 起きてはならない最悪の事態 4-2

##### 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下

〈取り組むべき事項〉 農林水産業基盤の維持・再構築

施策分野:⑥産業 ⑦交通・物流 ⑧農林水産 ④老朽化対策

###### 〈推進方針〉

- ・ 各種制度の活用による農地、漁港、林道及び農林水産業共同利用施設等の早期復旧を進めるとともに、施設の長寿命化・耐震化や再編を通じて、災害に強い農林水産業基盤の再構築を図る。  
(産業振興課)

〈取り組むべき事項〉 里山里海の保全・活用 施策分野:⑩環境

###### 〈推進方針〉

- ・ 能登半島国定公園などの優れた自然環境の保全により、希少な動植物の生育環境の保護を進めるとともに、開発行為における環境配慮の徹底や環境共生型の施設整備、産業や家庭からの環境負荷の低減を図る。
- ・ 里山里海資源を活かした環境学習やツーリズムなど、自然環境の活用を進め、人と自然が共生できる地域の構築を目指す。  
(自然共生室)

〈推進方針〉

- 有機農業実施計画の策定による環境に配慮した農業及び有機農業を推進するとともに、資源循環の取組を通じて、自然と共生する持続可能な農業の実現を図る。
- 耕作放棄地の増加を防止し、農業の有する多面的機能の維持を図るため、野生鳥獣による農作物被害の防止に向けた対策等を推進する。

(産業振興課、自然共生室)

## 事前に備えるべき目標5

情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

### 起きてはならない最悪の事態 5-1

災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

〈取り組むべき事項〉通信手段の多重化・多様化による災害時情報伝達体制の強化

施策分野:⑤情報通信

#### 〈推進方針〉

- 災害時における確実な情報連絡・伝達体制を確保するため、通信事業者や県・国と連携し、衛星電話、災害時優先電話、衛星インターネットアクセスサービス等の整備を進め、通信手段の多重化・多様化を推進する。
- 災害時の情報を迅速かつ確実に伝えるため、多様な通信手段の整備・確保を図る。災害時においても確実に情報を届けることができるよう、防災行政無線、SNS、広報車、地域における人的伝達等を組み合わせた、情報伝達手段の複線化や災害に強い通信環境の確保に努める。
- 大規模停電時においても情報通信機能を維持・確保するため、電気通信事業者と連携し、避難所等へ移動基地局車や電源車等を迅速に配備できるように、平時における訓練等を通して連携強化に努める。
- 地震や風水害等になじみのない外国人や地域に不慣れな観光客等に対して、必要な災害情報が伝わるよう、多言語化やICTを活用した分かりやすい情報発信等を推進する。

(総務課、危機管理室、DX推進室)

〈取り組むべき事項〉デジタルサービス利用促進

施策分野:⑤情報通信

#### 〈推進方針〉

- スマートフォンの利用講習、電子申請の操作講習・代行、デジタル活用支援員の派遣を進めるなど多様な方法で、被災者や高齢者を取り残さない住民のデジタルサービスの認知向上を実現する。

(DX推進室)

### 起きてはならない最悪の事態 5-a

ライフライン(電気、上下水道、燃料等)の長期間にわたる機能停止

〈取り組むべき事項〉上下水道施設の耐震化・長寿命化 施策分野:④ライフライン ④老朽化対策

#### 〈推進方針〉

- 大規模災害時においても、市民生活を支える上下水道機能を確保するため、上下水道施設の耐震化及び長寿命化を推進する。
- 小中学校の災害復旧と併せて受水槽と高置水槽の耐震化を図る。

(上下水道強靱化推進室、教育委員会事務局)

〈取り組むべき事項〉地域資源を活かした再生可能エネルギーの導入促進

施策分野:④ライフライン ⑩環境

〈推進方針〉

- 大規模災害時においても電力供給を維持するため、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや自家発電、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備、電源車等の整備を進めるとともに、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄を行い、平時から点検や訓練等を実施する。
- 電力供給の途絶に備え、災害時においても活用できる電源を確保するため、防災・避難拠点となる施設、家庭、事業所等における自立・分散型エネルギーシステムの導入を推進する。また、省エネ設備(ZEH/ZEB)、電気自動車(EV)及びプラグインハイブリッド車のバッテリーを自宅等の電源として活用する設備(V2H/V2B)などの導入に対する国の補助制度の周知を図る。
- バイオマス資源の利活用や再生可能エネルギー、省エネ活動の普及・啓発を推進することにより、地域循環共生圏の形成を推進する。

(自然共生室、上下水道強靱化推進室)

〈取り組むべき事項〉自立性を備えた生活基盤の強靱化

施策分野:④ライフライン

〈推進方針〉

- 災害時においても生活排水処理機能を確保し、良好な生活環境及び水環境を維持するため、公共下水道区域外を中心に、し尿及び生活雑配水を一体的に処理できる合併処理浄化槽の普及を促進する。
- 道の駅等における雨水や生活排水等の中水を循環させるシステムを使用したトイレの整備を推進する。

(上下水道強靱化推進室、観光交流課)

起きてはならない最悪の事態 5-b

地域交通網、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止

〈取り組むべき事項〉災害時の緊急輸送機能の確保に向けた強靱な道路構造の構築

施策分野:⑦交通・物流 ④老朽化対策

〈推進方針〉

- 国、県、関係機関と連携し、緊急輸送道路等における、盛土補強の実施、防災路肩の採用を行うとともに、応援対応要員、救援物資等の緊急輸送を迅速かつ効率的に実施するため、道路の拡幅、法面補強、無電柱化等の道路整備を推進する。

(環境建設課)

## 事前に備えるべき目標6

社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

### 起きてはならない最悪の事態 6-1

自然災害後の地域のより良い復興に向けた地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れる事態

〈取り組むべき事項〉復興に向けた支援及び事前準備

施策分野:②住宅・都市 ①リスクコミュニケーション

#### 〈推進方針〉

- 地域の特性に応じたより良い復興を進めるため、地域の円滑な合意形成に向けた、支援を実施する。住民への復興状況や支援策等に関する情報発信を確実にを行うため、広報誌やホームページ、SNS、説明会、戸別訪問等の直接的な手段等の複数の媒体を活用し、情報を多層的に伝達する。
- 復興に関わる事業に必要な各種データの保全・収集等の事前準備を推進する。

(環境建設課)

### 起きてはならない最悪の事態 6-2

災害対応・復旧復興を支える人材等の不足等により復興できなくなる事態

〈取り組むべき事項〉復旧・復興を支える人材確保

施策分野:①行政機能・防災教育 ⑥産業 ②人材育成

#### 〈推進方針〉

- 発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、防災士の育成、災害対応経験者の事前把握等により、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。
- 行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、事前登録及び研修・訓練制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、活動の拠点確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等の防災ボランティアの活動環境整備を推進する。
- 復旧・復興を支える人材の確保に向け、U・I ターン支援や関係人口の拡大を進めるとともに、多様な働き方や小さな「なりわい」の創出、起業・産業承継の支援を推進する。
- 大学連携(能登キャンパス推進協議会事業、能登里山里海未来創造センター)や地域資源を活かした実践的な人材育成(いしかわサテライトキャンパス事業、能登SDGsラボ)を進め、地域に根ざした担い手の育成と定着を図る。

(企画財政課、産業振興課、まちづくり相談室、危機管理室)

### 起きてはならない最悪の事態 6-3

事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

〈取り組むべき事項〉 住みやすい居住環境の整備

施策分野:②住宅・都市 ③保健医療・福祉

#### 〈推進方針〉

- 甚大な被害を受けた被災者の住宅及び生活再建を支えるため、地域コミュニティを形成し、高齢者等に配慮しながら、応急仮設住宅や民間賃貸住宅を活用したみなし仮設住宅、公営住宅等の提供を進めるとともに、市有住宅等への転用が可能なまちづくり型応急仮設住宅の整備を行う。
- 住まいに関する相談窓口を設置し、被災者の住宅再建を支援するとともに、市外に避難している方や移住者等の居住先についても、中・長期的な視点で検討を行う。
- 住宅の確保・再建支援とあわせて、保育施設の復旧や教育環境の整備・地域連携を進め、子育て世帯が安心して暮らせる住環境の再構築を図る。

(環境建設課、福祉課、企画財政課)

〈取り組むべき事項〉 事業再開に必要な拠点整備と事業再建支援の推進

施策分野:⑥産業

#### 〈推進方針〉

- 国の仮設施設整備支援事業を活用した仮設商店街の整備・運営を支援し、商業機能の回復と被災地域におけるコミュニティの再建を図るとともに、将来的な復興商店街の整備に向けた検討を進める。
- 被災事業者の早期の事業再開と地域経済の再生を図るため、珠洲商工会議所と連携し、珠洲市営業再開支援補助金等を活用した事業再建支援を推進する。

(産業振興課)

### 起きてはならない最悪の事態 6-4

貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

〈取り組むべき事項〉 地場産業等の再建・文化の継承

施策分野:⑥産業

#### 〈推進方針〉

- 珠洲の特色ある地場産業(珠洲焼等)の早期復旧・再建を推進し、生産基盤の強靱化と後継者育成を進め、地域文化の継承と魅力の再生を図る。

(産業振興課)

〈取り組むべき事項〉 地域コミュニティの再構築、活性化の推進

施策分野:①行政機能・防災教育 ②住宅・都市 ③保健医療・福祉

#### 〈推進方針〉

- 仮設住宅の入居者は、地域コミュニティから離れているケースも多く、孤立する可能性も高いと考えられる。孤立・孤独対策を行う体制を確保し、被災者に寄り添った見守り支援を行う。
- 文化・生活の基盤となるコミュニティ活動の促進を通じて、地域コミュニティの持続的な再生と活性化を図る。

(総務課、企画財政課、福祉課)

<p>〈取り組むべき事項〉復興に資する地域資源・魅力を活かした観光推進  <b>施策分野:①行政機能・防災教育 ②住宅・都市 ⑥産業 ⑧農林水産 ⑨国土保全</b></p>
<p>〈推進方針〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 芸術文化・自然・食・教育・震災の経験といった地域資源を活かし、滞在型・体験型観光を推進するとともに、宿泊・受入環境の復旧と高度化を進め、交流人口・関係人口の拡大を通じた持続的な復興を図る。</li> </ul> <p>(観光交流課、企画財政課、産業振興課、教育委員会事務局、芸術文化創造室)</p>

<p>起きてはならない最悪の事態 6-a  <b>基幹インフラの損壊、地域交通ネットワークの分断により復旧・復興が大幅に遅れる事態</b></p>	
<p>〈取り組むべき事項〉基幹道路の早期復旧と道路・構造物の適正化  <b>施策分野:②住宅・都市 ⑦交通・物流 ④老朽化対策</b></p>	
<p>〈推進方針〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 市内10地区の復興プランに基づき、市街地の強靱化を図るため、災害公営住宅の整備にあわせた避難路・避難場所の確保、上下水道や電気・通信施設の整備等の必要な対策により、災害に強いまちづくりを推進する。</li> <li>• 応急対応要員、救援物資等の緊急輸送を迅速かつ効率的に行うため、道路橋梁の耐震化や狭隘道路の耐震化を推進する。</li> </ul> <p>(環境建設課)</p>	
<p>〈取り組むべき事項〉農道・林道の長寿命化と機能性向上 <b>施策分野:⑦交通・物流 ④老朽化対策</b></p>	
<p>〈推進方針〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 農道・林道における橋梁・トンネルについては、最新の仕様を準用して安全点検を行い、緊急性の高いものから、落橋防止対策、補強工事等の対策を図る。</li> <li>• 農道・林道において走行性の改善を図るため、舗装整備を進める。</li> </ul> <p>(産業振興課)</p>	
<p>〈取り組むべき事項〉地域交通の維持・強化 <b>施策分野:⑦交通・物流</b></p>	
<p>〈推進方針〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 既存交通(すずバス、スクールバス)の活用と新たな移動手段(ライドシェア事業、自動運転技術)の導入検討を通じて、子どもから高齢者まで誰もが移動しやすい持続可能な地域交通の確保を図る。</li> </ul> <p>(企画財政課)</p>	

## 2. 重点化施策の選定

脆弱性評価を実施するにあたり、「事前に備えるべき目標」とその目標の妨げになるものとして、23の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定した。

最悪の事態を回避するためのプログラムは、全てが取り組むべき重要な施策ではあるが、本市の特性や令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨における教訓を勘案し、「人命保護」「医療・福祉」「行政機能の確保」「ライフラインの維持・確保」「速やかな復興」の観点から、重点化施策を位置付ける。

重点化施策は、関連する施策の進捗状況を踏まえつつ、目標の早期達成や高度化などを含め、取組を強化する。

表 10 重点化施策として位置づける「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」

事前に備えるべき目標1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ		
起きてはならない最悪の事態	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の倒壊や住宅密集地における火災の発生による死傷者の発生	人命保護
	1-2	広域にわたる大規模津波等による死傷者の発生	人命保護
	1-3	突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水やため池の損壊等による死傷者の発生	人命保護
	1-4	土砂災害等による死傷者の発生	人命保護
	1-5	暴風雪や豪雪等に伴う死傷者の発生	人命保護
	1-a	情報伝達の不備や通信障害等による避難遅れで死傷者が発生	人命保護
事前に備えるべき目標2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ		
起きてはならない最悪の事態	2-2	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺	医療・福祉
	2-6	多数の避難者による劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態悪化による死者の発生	人命保護
事前に備えるべき目標3	必要不可欠な行政機能を確保する		
起きてはならない最悪の事態	3-1	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	行政機能
事前に備えるべき目標5	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる		
起きてはならない最悪の事態	5-1	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	ライフライン
	5-a	ライフライン(電気、上下水道、燃料等)の長期間にわたる機能停止	ライフライン
事前に備えるべき目標6	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する		
起きてはならない最悪の事態	6-2	災害対応・復旧復興を支える人材等の不足等により復興できなくなる事態	復興

## 第5章 計画の推進

地域の強靱化は、計画して終了ではなく、計画後の「実施」「評価」「見直し・改善」を繰り返すことにより、取組を推進していくことが重要である。

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するという観点から、本計画に基づく強靱化施策を確実に推進するため、重要業績評価指標（KPI）を用いて、毎年度、進捗状況を評価し、必要に応じて計画の見直しを行う「PDCA サイクル」を繰り返し実施する。

また、今後の社会情勢の変化や基本計画に基づく国土強靱化に係る取組の進捗状況等を考慮し、必要に応じて見直しする。

計画策定	目標とリスクシナリオを踏まえ脆弱性を分析・評価し、課題の検討を行いリスクに対する地域の強靱化計画を策定
実施	計画に基づき、課題解決のために必要な施策・事業を推進
評価	施策・事業の優先度に応じた進捗状況や取組結果を評価
見直し・改善	評価結果に対する全体の取組方針の見直し、改善を実施

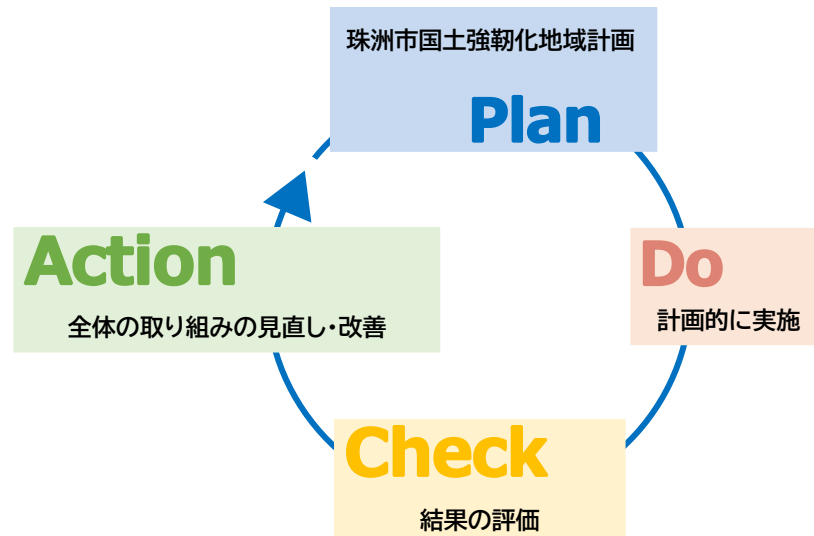


図 11 PDCA サイクルのイメージ



珠洲市国土強靱化地域計画(令和 8 年度～令和 12 年度)

---

編集:珠洲市 企画財政課

発行:珠洲市

〒927-1295 珠洲市上戸町北方1字6番地の2

電 話:0768-82-7716

F A X:0768-82-2896

---